○平成四年郵政省告示第六十一号（船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件）の一部を改正する告示案の新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

別表

無線設備の機器	点検の項目
（略）	（略）
二　遭難自動通報設備の機器	
(1)　捜索救助用レーダートランスポンダ	（略）
（略）	（略）
3　機能の確認	作動スイッチによる機能（待ち受け状態になること。）の良否
(2)　捜索救助用位置指示送信装置	
1　外観等の確認	ア　容器（割れ、ひび、汚れ等の有無）の良否 イ　取付け状況の良否 ウ　外部の表示の良否
2　電池の確認	有効期限の良否
3　機能の確認	試験機能を用いた試験の良否
(3)　衛星非常用位置指示無線標識	
1　外観等の確認	ア　容器（割れ、ひび、汚れ等の有無）の良否 イ　取付け状況の良否 ウ　外部の表示の良否
（略）	（略）
（略）	（略）

現行

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条の五第四項の規定に基づき、船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を次のように定める。

別表

無線設備の機器	点検の項目
（略）	（略）
二　遭難自動通報設備の機器	
(1)　捜索救助用レーダートランスポンダ	（略）
（略）	（略）
3　機能の確認	作動スイッチによる機能（待ち受け状態になること。）の良否
(2)　衛星非常用位置指示無線標識	
1　外観等の確認	ア　容器（割れ、ひび、汚れ等の有無）の良否 イ　取付け状況の良否 ウ　外部の表示の良否
（略）	（略）

（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この告示は、平成二十二年一月一日から施行する。

	（略）	（略）	（略）